

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

原産地証明書典拠インボイスの記載事項について【ご注意】

原産地証明書の発給につきましては、申請者の便宜を図るため、コマーシャル・インボイスを唯一の典拠書類としています。このため、コマーシャル・インボイスが適正に作成されていない場合、原産地証明書の発給をお断りすることがございます。

申請にあたりましては、適正な内容・形式を整えたコマーシャル・インボイスを典拠書類としてご提出いただきますよう、ご注意のほどお願いいたします。

【代表的な適正でない事例】

①BUYERの記載がなく、CONSIGNEEのみ記載

⇒BUYERは必須記載事項です（コマーシャル・インボイスは請求書であるため）。

②署名位置が記載事項の途中にある

⇒署名は記載事項の最後に入れてください。署名は署名者が記載事項を確認した印であり、途中での署名は、署名位置以降の記載事項に対し責任を負わない意味になります。

③「アタッチ・シートあり」の記載がないまま、アタッチ・シートを添付

⇒アタッチ・シートがある場合、インボイスに「as per attached sheet(s)」などの表記を入れてください。記載がない場合、本体の連続ページと見なされアタッチ・シート末尾に署名が必要となる場合があります。

以 上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部（貿易証明係）

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1

電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348 Web：http://kccitrade.weebly.com/